

情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について

議会 ICT 化に関する情報管理の適正化を図ること、及び人口減少に伴う持続可能な地域公共交通のあり方に関する調査研究を行うため、地方自治法第109条及び南陽市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 特別委員会の名称 | 情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会 |
| 2 | 委員の定数 | 7名 |
| 3 | 調査期限 | 調査終了まで |

令和7年12月19日

提出者 南陽市議会議員 山口 裕 昭

賛成者 同 須 藤 清 市

賛成者 同 板 垣 致江子

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿